

自動車事故費用共済

まごころ共済

【まごころ共済】は【自動車事故費用共済】の愛称です



福岡県火災共済協同組合

自動車事故費用共済制度 まごころ共済

■お支払いに関しては、被傷害者が相手側か契約者側かによって内容が異なります。

万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。

自動車事故のときの相手側のケガと死亡に対する誠意補償 (共済金額300万円の場合)

- ① 死亡のとき 最高**300万円**

香典・葬儀・示談金・弁護士費用などの実費をお支払いします

但し、実費合計額から②の死亡臨時費用の額を控除します。
- ② 死亡臨時費用 **30万円** 共済金額の10%

死亡時の一時金としてお支払いします
- ③ 後遺障害 **12~最高300万円**

上記金額は等級により支払限度額が決定され、その範囲で相手側に対してお見舞費用などの実費をお支払いします
- ④ 入通院臨時費用 **3万円** 共済金額の1%

入通院の合計が3日以上の場合にお支払いします
- ⑤ 入院 (1日につき4,500円×入院日数) →支払限度額

上記算出された支払限度額の範囲で、相手側に対してお見舞費用などの実費をお支払いします

但し、実費合計額から④の入通院臨時費用の額を控除します。
- ⑥ 通院 (1日につき2,250円×通院日数) →支払限度額

上記算出された支払限度額の範囲で、相手側に対してお見舞費用などの実費をお支払いします

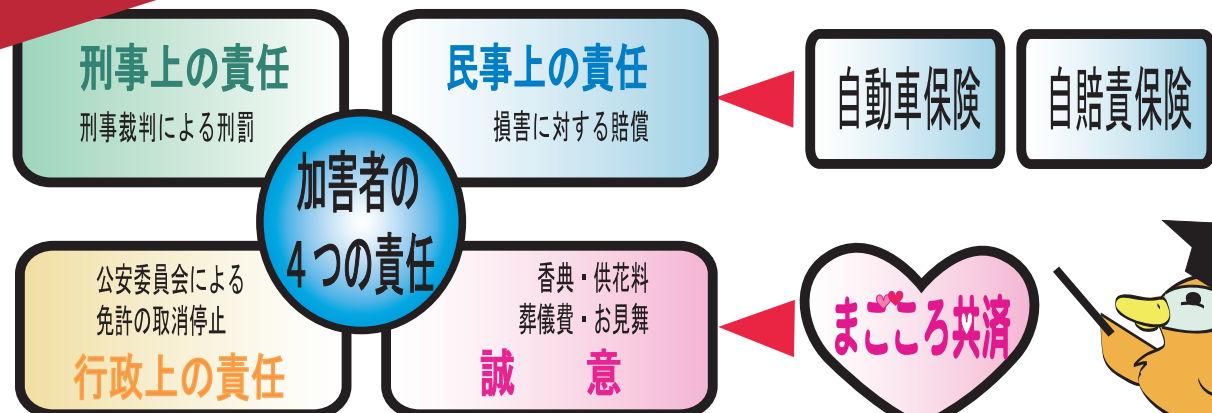
但し、実費合計額から④の入通院臨時費用の額を控除します。

- ◆①~⑥は契約者側に過失がない場合はお支払いの対象となりません。(追突された時など)
- ◆相手側と契約者側のケガと死亡(①~⑥)に対するお支払限度額(補償額)は、合計で300万円です。
- ◆①~③はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いの対象となります。
- ◆⑤⑥は一事故最高365日(実入通院日数)まで対象となります。
- ◆実費(経済的負担)は、領収証または証拠書類によって確認された額となります。



人身事故で加害者となった場合に、お見舞費用や、香典料など多額の自己負担額が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが自動車事故費用共済です。

あなたが人身事故を起こしたとすると



まごころ共済



自動車事故のときの契約者側のケガと死亡に対する補償 (共済金額300万円の場合)

- ⑦ 死亡のとき **300万円**
- ⑧ 後遺障害 **12~最高300万円**
- ⑨ 入院 (1日につき4,500円)
- ⑩ 通院 (1日につき2,250円)

- ◆契約者側と相手側のケガと死亡に対する補償限度額は、共済期間内で合計300万円です。
- ◆⑦⑧はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。
- ◆⑨⑩は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。
- ◆⑨⑩は1事故最高365日(実入通院日数)まで対象となります。

+ 契約車両の損害に対する補償 (共済金額300万円の場合)

- ⑪ 車両事故共済金特約 **30,000円** 共済金額の1%

車両事故だけでもOK!

(共済期間内に1回とします)

- ◆共済期間内に起こした自損事故、他の車との衝突事故、盗難等第三者による被害または自然災害(但し、地震・噴火・津波は除く)の結果、共済契約者の経済的負担の額が3万円以上の場合にお支払いします。

共済契約者側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは共済契約所定の共済金額をお支払いします。

車種別共済掛金表 (車両事故共済金特約掛金を含みます)

車種	共済金額	ナンバープレート	プレートの色	300万円	300万円	200万円	100万円
				月掛掛金(円)	年掛掛金(円)	年掛掛金(円)	年掛掛金(円)
① 自家用乗用自動車	3・5・7	白		1,110	11,100	7,400	3,700
② 自家用軽乗用自動車	5	黄		660	6,600	4,400	2,200
③ 自家用普通貨物自動車(2t超)	1	白		1,860	18,600	12,400	6,200
④ 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	白		1,560	15,600	10,400	5,200
⑤ 自家用小型貨物自動車	4	白		1,110	11,100	7,400	3,700
⑥ 自家用軽貨物自動車	4	黄		660	6,600	4,400	2,200

- 注1) 共済金額200万円・100万円につきましては、年掛(一括)のみとなりますので、ご契約の際はお気を付けください。
- 注2) 車種がご不明な場合は車検証にてご確認ください。③④の重量は最大積載量です。なお、右側ご契約できない車両の他、ダンプカー・レンタカーもお引き受けできません。詳しくはお問い合わせください。

ご契約できない車両

- 事業用軽自動車
- 事業用自動車
- 二輪車

左記の表以外の車種及び上記の車種

共済期間 補償期間について

【月払い】

共済期間は掛金を払込んだ翌月の1日から1年、補償期間は掛金を払込んだ翌日の午前0時からです。

【年払い】

共済期間及び補償期間は掛金払込み日の午後4時からです。

運転者の範囲は

【個人でご契約の場合】

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族
- ③ 共済契約者が雇用する者
- ④ 上記以外の届出運転者(2名まで)

【法人でご契約の場合】

- ① 共済契約者(理事、取締役など)
- ② 共済契約者が雇用する者
- ③ 上記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

火災共済は中小企業の皆さまのための協同組合です。
初めてご加入いただく場合は、1口100円以上の出資金をお預かりいたします。

お支払いできない主な場合

- ・ 共済契約者または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき
- ・ 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の補償⑦～⑩および⑪の車両事故共済金特約
- ・ 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の補償⑦～⑩および⑪の車両事故共済金特約
- ・ 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき
- ・ 事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき
- ・ 当組合は、原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金をお支払いできません
- ・ 正当な理由なく、事故発生後60日以内に事故の通知がなかったとき
- ・ 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
- ・ 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害)
- ・ 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ・ 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害
- ・ 被共済自動車のタイヤ(チューブを含みます)に生じた損害
- ・ 法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
- ・ 地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき
(車両事故共済金特約は台風、洪水、高潮は支払対象になります)

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

掛金のお支払いは便利な口座振替(自動更新)をご利用ください

- ・ 月払の場合、2回目以降の掛金は、初回掛金をお支払いいただいた翌月より口座振替にてお支払いいただきます。
- ・ ご継続の場合は、ご継続月の前月の振替日にお支払いいただきます。(月払の場合、ご継続月の前月の振替日から毎月掛金をお支払いいただきます。)
- ・ 満期の2週間前までにお申し出がなければ、前回と同じ内容にて更新いたします。

掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合・・・掛金は損金に算入できます。
契約者が個人事業主の場合・・・掛金は必要経費に算入できます。

共済金請求書類

人身事故・・・事故証明書・死亡診断書・医療証明書・経済的負担の証明となる領収証等(コピーでも可)
車両事故・・・事故証明書・写真・修理見積書または領収証(コピーでも可)

ご契約時及びご契約後の注意点

申込書は正確にご記入ください。記載内容が事実と異なる場合は、共済金をお支払いできない場合があります。
ご加入いただいているお車を変更されたときは、取扱代理所または当組合までご連絡ください。お届けいただいていない場合、共済金をお支払いできない場合があります。



福岡県火災共済協同組合

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15

本 部 TEL 092(622)8071 FAX 092(622)8838